

# 関係機関等との連携強化のために



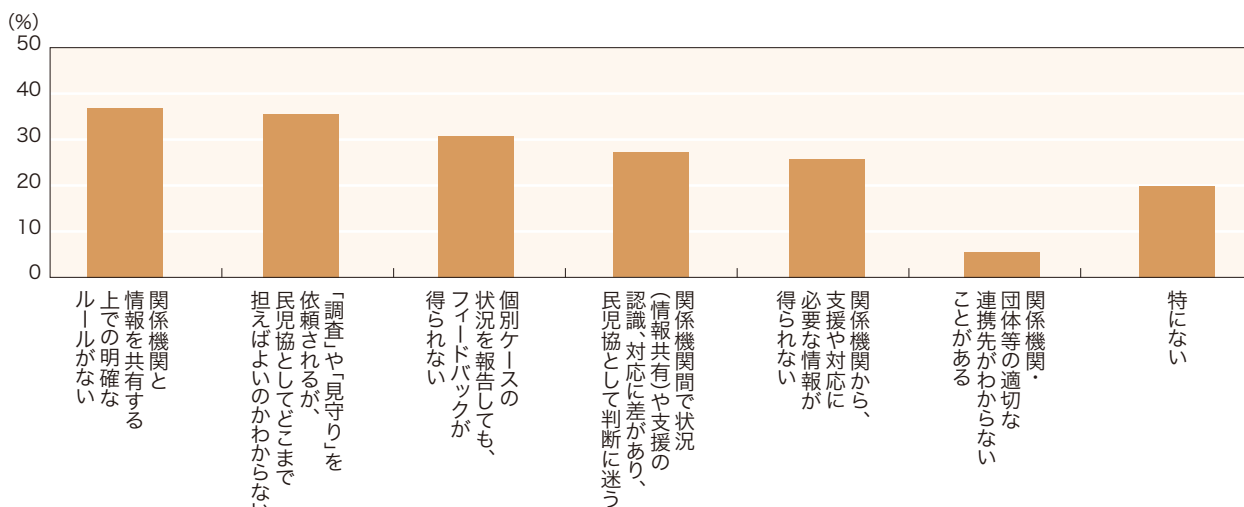
## 関係機関との連携はなぜ必要か

- 虐待の予防、早期発見・早期対応には、関係機関等との連携が欠かせません。児童委員、主任児童委員には、虐待を受けていると思われる子どもについて相談があった場合には、速やかに市町村や適切な機関に連絡・通報する役割があります。
- また、親子が同時に複数の課題を抱えている場合には、早期に専門機関につなぎ、複数の機関で支援のネットワークを形成することも必要になるでしょう。その際には、情報の収集や共有について関係機関をサポートしていく役割も重要です。

## 関係機関との情報の共有

- 児童委員、主任児童委員、民児協だけで対応するのではなく、日頃から関係機関と連携をとれるよう、地域の関係機関について把握しておくことが大切です。(18頁参照)
- なお、前出(12頁)の全民児連の調査では、情報の共有に関する課題があげられています(図8)。

図8 関係機関・団体と連携するうえでの課題(複数回答)



資料:「課題を抱える親子・家族への支援に関する連携・協働についての調査」(全民児連・平成21年)

## 必要な支援、 より良い支援に向けて

児童委員や主任児童委員は、学校や児童相談所など関係機関からの依頼や、支援を必要とする家族の近隣の方からの相談（通報）をきっかけに個別ケースに関わり、大きな役割を果たしています。その相談の内容、課題も様々で、なかには複雑で重く、専門家による援助や専門機関の利用、場合によっては法的な措置を必要とする深刻なケースもあり、関係機関と連携する上での方法等が課題でもあります。連携がうまくいっている地区では、互いの職務や機能を理解するとともにそれまでの実践や人間関係が下地としてあり、また、見守りや相談（傾聴）といった役割を担う児童委員・主任児童委員が親身になるあまり、ケースを抱え込んでしまうことがないように、まず民児協で相談しています。そして、個別ケースにおいて必要とするすべての関係機関と連携して児童委員・主任児童委員の役割を明確にしていくといったしくみやルールが出来ています。

特に「要保護児童対策地域協議会」等のネットワークの「個別ケース検討会議」では、児童委員・主任児童委員が要保護児童等の身近な支援者として、時には深夜に連絡や情報が入り真っ先に関係機関(者)に連絡を取るなど、日々の生活の中で常に子どもを守り子どもの目線で感じたことや気づいたことを代弁している実践例が多くあります。

このように、個別ケースに関わる機関・支援者がお互いの機能や権限、限界等を理解し知合い、具体的な支援を行なう上でのルールや自分の「出来ること」「出来ないこと」を会議のなかで明確にして役割分担をしていくことが、よい連携をつくる要素であることが全国調査からも明らかになっています。連携し協力することで、難しくすぐには解決の見通しが立たないような課題も何らかの解決の緒が見つかり、児童委員・主任児童委員がその個別ケースを支援する上でどのような役割を果たすことがよいか見えてくるでしょう。また、連携で大切な個人情報扱いや守秘義務についての方法も具体的に専門家から学ぶことができます。

しかしながら、児童委員・主任児童委員の役割や意義が、地域住民だけではなく関係機関にもまだ充分知られていない現実があります。児童委員活動を通して関係機関の方がたと互いに理解を深め関係性をつくっていくこと、そして、関係機関の担当者や児童委員・主任児童委員は交代がありますので、連携関係を継続発展させていくための工夫も大切です。例えば、民児協で地域の関係機関のリストを作成し、その中に連携をした実績、その時の課題や工夫したこと、感じたこと等を記入し引き継いでいくこともその後の連携を良いものにしていくでしょう。もちろん、個人情報については十分な注意とルールに沿った取り扱いが必要です。

(高橋久雄 昭和女子大学・教授)

## 「要保護児童対策地域協議会」等のネットワークによる連携

### 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が、現在、ほぼすべての市町村に設置されています。
- 「要保護児童対策地域協議会」は、地方公共団体が設置する保護を必要とする子ども等を支援するための関係機関によるネットワークであり、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものです。
- 子どもの虐待防止だけでなく、支援を必要とする子どもの支援も目的とし、構成員の一員として、民児協（区域担当児童委員、主任児童委員）が参画しています。
- 平成22（2010）年、4月1日現在、要保護児童対策地域協議会は、ほとんどの市町村（98.7%）に設置されており、このうち9割以上に民児協が参画しています。（厚生労働省調べ）

#### ■ 要保護児童対策地域協議会の構成（例示）



#### ■ 要保護児童対策地域協議会のしくみ

|           |  |
|-----------|--|
| 代表者会議     | 構成機関・団体の代表者により年に1～2回開催され、協議会のシステム、活動状況について検討します。   |
| 実務者会議     | 定例的・定期的な構成機関・団体の実務者の会議で、情報交換や全てのケースの状況確認、援助方針の見直し等について協議します。                                   |
| 個別ケース検討会議 | 個別の要保護児童等について、直接関わる担当者や関係者が、具体的な支援の内容等を検討するために開催されます。随時開催され、支援における役割分担や支援計画等の決定事項は、記録され共有されます。 |

- 民生委員児童委員協議会は、会長、主任児童委員、区域担当児童委員が、代表者会議、個別ケース検討会議などに要請に応じて参画し、秘密を厳守しながら役割を担うことが大切です。

## 事例

### >>1

## きめ細かい情報の共有が支援に活きる

### ■ 複数の課題を抱える虐待(ネグレクト)のケースへの支援

K県S町のネットワーク※で10年以上にわたって支援している兄妹のケースです。母親は育児も家事も放棄しているような状態が続いているうえ、近年は父親が病気で働けなくなり、深刻な状況が続いています。兄妹が小さな頃から保育所・小学校等の支援によって家庭の養育が補われ、一方で主任児童委員が祖母を通じて父母への働きかけを継続してきました。祖母とは日頃から関係を築き、理解を得ることができたため、支援の継続に結びついています。そして、ネットワーク関係者によって家の中の片づけ・掃除が行なわれたり、児童委員・主任児童委員による訪問活動、ネットワークによる見守り・支援活動が続けられています。

### ■ 抱え込まず、委員同士も連携

このようなケースで主任児童委員が最も留意しているのは、ネットワークで各関係機関等と情報を共有することであり、誰がどう動くのかを確認しながら関わることです。家庭の変化に気づいたり、新たな情報を得た場合には抱え込まずに、まず情報を共有し、「ケース検討会」を開いて支援の方針を定めます。家庭を訪問する場合も、主任児童委員と区域担当児童委員などが必ず複数で動きます。児童委員・主任児童委員は、専門機関と同行訪問することも多く、日常の関係を生かした役割を担っています。

※「S町地域支援ネットワーク」(平成16(2006)年に改称)は、平成9(1997)年に児童委員や学校関係者、関係機関が集まって発足し、9地区での「子どもとあゆむ会」と、町全体の要保護児童対策地域協議会の機能を持つネットワークとが連動して活動しています。学校・教育委員会との連携が強く、近年、司法・医療専門部会も設置しました。

## 関係機関について把握する

### 主な関係機関の役割

以下に、児童虐待に関わる主な関係機関の役割等について掲載します。

#### 児童相談所

- 児童相談所は、児童福祉法に基づき、各都道府県と指定都市および一部中核市に設置されており、全国に206か所(平成23年度)あります。市町村と役割分担・連携を図りつつ、18歳未満の子どもに関する相談のうち、特に専門的な対応が必要なものに応じます。
- 児童福祉司や児童心理司、精神科医などの専門職がそれぞれの立場から相談、調査や診断、指導等を行ない、児童虐待への対応では、中心的な役割を果たしています。また、必要な場合は、立入調査(※1)をしたり、子どもを一時保護したり施設に入所させます。

※1 立入調査：児童相談所が家庭訪問をして事実関係の把握や子どもの保護を試みても、親が拒否する場合、児童相談所は児童虐待防止法に基づく立入調査を行なうことができます。

**市町村  
(児童福祉主管課)**

- 市町村は、児童虐待等の子どもの相談の一義的窓口として位置づけられています。子どもの相談について市町村の機能が強化され、虐待相談の対応件数も増加しています。また、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を実施するほか、各種子育て支援サービスを提供しています。

**福祉事務所  
(家庭児童相談室)**

- 福祉事務所は、社会福祉法に基づき、市（郡部は都道府県）に設置されており、社会福祉全般に関する業務を行なっています。児童福祉の分野では、児童や妊産婦の福祉に関する相談や指導のほか、母子生活支援施設や助産施設への入所手続きなどの業務も行なっています。
- また、児童家庭に関する相談機能を充実させるため、多くの福祉事務所に「家庭児童相談室」が設置され、社会福祉主事と家庭相談員が、子どもの生活習慣、発達、学校生活、家庭内の問題など、さまざまな相談に応じています。
- 都道府県の福祉事務所は、虐待の通告先となっています。児童委員や保健所等と連携しながら、社会福祉主事や家庭相談員が指導を行ったり、母子生活支援施設への入所などを通じて問題の解決を図ります。

**保健所・  
保健センター**

- 保健師などが、乳幼児健康診査や健康相談、栄養相談など、専門的な指導を行なっています。
- 保健師が乳幼児がいる家庭を訪問することには家族の抵抗感が少ない場合が多く、子育ての様子を把握しやすい立場にあります。また、健康診査を通じて虐待を発見したり、援助が必要な家庭には、訪問指導など関係機関と連携しながら継続的な援助を行ないます。
- なお、乳幼児健康診査や健康相談などの基本的なサービスは、市町村の保健センターが中心になって実施しています。
- また、保健所ではアルコール依存症や精神障がいのある人びとへの精神保健面での援助も行なっています。

**(地域)子育て  
支援センター**

- 保育所などに設置されており、子育て家庭に対する相談指導や育児支援、子育てサロンへの支援など、住民に身近な子育て支援を行なっています。
- 子育て中の親の孤立化を防ぐことにより、虐待の発生予防に寄与しています。

**幼稚園・学校、  
保育所**

- 日常的に子どもや親と接しているため、虐待の早期発見に極めて重要な役割を果たしています。
- 特に保育所は、保護者が子育てについての助言等の支援を受けることができ、他の保護者や保育士との交流を通じて孤立を防止できるなどの効果が期待できます。また、広く地域の子育て家庭の相談にも応ずることになっています。
- なお、保育所等では一時預かり（一時保育）事業の取り組みが推進されています。子育て家庭が必要に応じて利用でき、育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するために一時的に乳幼児の保育を行なう事業です。

**児童家庭支援  
センター**

- 児童養護施設などに設置され、子ども・家庭、地域からの相談に応じて専門的な対応を行ない、子どものショートステイなど市町村や児童相談所からの依頼による事業や子育て支援事業を行なっています。
- 休日・夜間など24時間、センターの職員が相談にあたっています。

## 児童養護施設 乳児院 母子生活支援施設 助産施設

- 保護者の死亡や病気、虐待などにより、家庭で養育できない要保護児童を社会的に養護する施設が児童養護施設と乳児院です。
- 母子生活支援施設は、母子が一緒に入所して、保護と自立に向けた生活支援が受けられる児童福祉施設です。
- 助産施設は、経済的な理由により病院での出産が困難な妊産婦が入所して助産を受けられる児童福祉施設です。

## 医療機関

- 病気やけがを治療するほか、栄養障害などの身体症状、親や子どもの精神面の治療も行ないます。
- 虐待による傷は、親が事実を隠そうとしても、医師が診察すれば虐待によるものかどうかの見極めがつく場合も少なくないため、医療機関は虐待の早期発見・早期対応において極めて重要な役割を担っています。
- また、虐待をする親が、アルコール依存症や統合失調症などの精神的疾患を抱えている場合は、親子関係の修復を図るうえでも治療が不可欠です。
- さらに、親から虐待を受けた子どもは心に深い傷（トラウマ）などを負っているため、情緒面や行動面でも問題が出てくる場合があります、子どもたちへの心のケアを行うことも医療機関の大切な役割です。

## その他

- 警察、地域の人権擁護委員、弁護士なども、虐待の防止、発見、対応などにそれぞれ重要な役割を果たしています。

## 民間の団体の活動について

民間の団体も、電話相談や心理的なサポート、助言などの虐待防止活動を行なっています。

- ◆ 子どもの虐待防止に取り組む専門家やボランティアによる活動が全国各地に広がってきています。地域の関係機関への紹介・通報や相談活動のほか、研修会や講演会の開催、調査研究活動なども行なっています。
- ◆ これらの民間虐待防止団体の中には電話相談窓口を設置しているところもあり、相談者に対する心理的サポートや助言を行なっています。虐待をしていたり、虐待をしているかもしれないと悩んでいる人が、自ら

相談に向かうということは難しいことですので、いつでも相談でき匿名が確保される電話相談は簡便で、「民間」という気安さもあります。

- ◆ 児童委員（主任児童委員）としても、こうした団体の活動内容についての情報収集や情報交換しておくことは大切です。住民に虐待防止について理解してもらうためにも、これらの相談活動等を紹介したり、連携を図りながら取り組んでいくことも必要でしょう。

- 活動の例**
- ・「子ども虐待防止オレンジリボン運動」 NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク
  - ・「電話相談（03-5300-2990）」社会福祉法人子どもの虐待防止センター



## 地域の関係機関リスト

### あなたの地域の相談支援機関について

- ◆ 児童虐待にかかわる相談支援機関や、子どもと子育て支援等に関わる関係機関を調べておきましょう（夜間や休日の緊急連絡先も重要です）。
- ◆ また、民児協会長、児童委員、主任児童委員と緊急時の連携について話し合っておくことも必要です。

| 施設・機関名                   | 連絡先 | 担当者名 | 受付時間 | 業務内容等 |
|--------------------------|-----|------|------|-------|
| ( ) 児童相談所                |     |      |      |       |
| ( ) 福祉事務所                |     |      |      |       |
| ( ) 市区町村(役所・役場)          |     |      |      |       |
| ( ) 家庭児童相談室              |     |      |      |       |
| ( ) 児童家庭支援センター           |     |      |      |       |
| 要保護児童対策地域協議会の調整機関<br>( ) |     |      |      |       |
| ( ) 母子生活支援施設             |     |      |      |       |
| ( ) 助産施設                 |     |      |      |       |
| ( ) 保健所・保健センター           |     |      |      |       |
| ( ) 警察                   |     |      |      |       |
| ( ) 保育所                  |     |      |      |       |
| ( ) 幼稚園                  |     |      |      |       |
| ( ) 小学校                  |     |      |      |       |
| ( ) 中学校                  |     |      |      |       |
| ( ) 高校                   |     |      |      |       |
|                          |     |      |      |       |
|                          |     |      |      |       |

(記入日 年 月 日)

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 0570-064-000

※ 居住地域の児童相談所に電話につながります。